

## 富田林市要綱第71号

### 富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等（以下「工事等」という。）の請負並びに業務委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「条件付入札」という。）の実施に関し、富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号。第5条において「規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対象案件)

第2条 条件付入札の対象となる工事等（以下「対象案件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、工事等の性質、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格（消費税を含む。以下同じ。）が130万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超える建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等業務委託
- (3) 前各号のほか、市長が必要と認める工事等

#### (入札参加資格)

第3条 条件付入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、富田林市建設工事請負業者の選定に関する要綱（平成12年富田林市要綱第59号）に定めるもののほか、次に掲げる事項を勘案し、年度当初において、富田林市工事請負業務委託等業者選定規程（昭和52年富田林市訓令第2号）に規定する富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会（以下この項において「委員会」という。）の審査に付して定めるものとする。ただし、対象工事の予定価格が1億5千万円以上である場合又は年度当初において委員会の審査に付した以外の事項を勘案する必要がある場合は、条件付入札を行う前に再度委員会の審査に付して定めるものとする。

- (1) 対象案件の種類、仕様、規模、履行の難易度等
- (2) 対象案件の契約履行に必要な許可、登録等の資格
- (3) 技術的適正
- (4) 対象案件と同種の工事等に係る受注の状況
- (5) 本市と契約した工事等の履行状況

(6) 前各号のほか、対象案件の入札参加資格に関して特に必要と認める事項

2 対象案件が富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱（平成12年富田林市要綱第58号）別表に規定する工事の種類に該当する場合は、同表に規定する工事の種別及び発注基準額に対応する等級に区分されていることを入札参加資格とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合（富田林市建設工事共同企業体取扱要綱（平成12年富田林市要綱第26号）に規定する特定建設工事共同企業体にあつては、その構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格がないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 本市の有資格者名簿に登載されていない者

(3) 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）の規定による参加停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

(4) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）の規定による入札等排除者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。）

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。）

(7) 対象案件が建設工事の場合にあつては、当該建設工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

(8) 前各号に掲げるもののほか、対象案件ごとに定めた要件を満たしていない者

（同一の対象案件への入札参加の制限）

第4条 前条の規定により入札参加資格を有する者であっても次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に定める者は同一の対象案件への入札に同時に参加することができない。

(1) 会社の役員が他の会社の役員を兼任している場合 当該役員が所属するそれぞれの会社

(2) 個人事業者の代表者が他の会社の役員を兼任している場合 当該個人事業者及び個人事業者が役員を務める会社

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社に該当する場合 当該親会社と子会社
  - (4) 連結決算を行っている場合 当該連結決算を行っているそれぞれの会社
  - (5) 事務所、電話、ファクシミリ、事務機器等（以下この号において「事務所等」という。）を共用していると認められる場合 事務所等を共有しているそれぞれの事業者
- （公告）

第5条 市長は、この要綱に基づき一般競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として当該入札に係る入札期日の前日から起算して7日前までに規則第90条第2項に掲げる事項について、富田林市ウェブサイト、富田林市電子入札システム（第9条及び第10条において「システム」という。）その他の方法により、公告（次項及び第6条において「入札公告」という。）を行うものとする。ただし、市長が急を要すると認める場合は、その期間を2日前までに短縮することができる。

2 前項の入札公告は、原則として毎週月曜日（その日が富田林市の休日に関する条例（平成2年富田林市条例第30号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降で休日でない日）に行うものとする。

（入札参加申請）

第6条 条件付入札に参加しようとする者（第7条及び第11条において「入札参加申請者」という。）は、入札公告において指定する期日までに、市長が別に定める富田林市条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書に入札公告において定めた必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に定める工事等にあつては、当該各号に定める場合は入札参加の申請ができない。

- (1) 建設工事 本市が発注した手持ち工事（随意契約を除く。）が市内本店業者にあつては3件以上、市内支店業者にあつては2件以上ある場合
- (2) 測量及び建設コンサルタント等業務委託 対象案件における地域区分が市内である場合は、市内支店業者にあつては、本市が発注した手持ち業務（随意契約を除く。）が1件以上ある場合

（入札参加資格の事前審査）

第7条 市長は、前条に規定する入札参加の申請があつた場合は、入札参加申請者の資格の有無について事前審査を行い、その結果を、当該入札参加申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかったときは、その理由を付するものとする。

（入札参加資格の事後審査及び落札者の決定）

第7条の2 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札

した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札したもの）を落札候補者とし、開札後速やかにその者から入札参加に必要な資格要件として付した事項の確認書類の提出を求め、事後審査を行うものとする。

2 市長は、前項の事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有するものと認めるとき（次条に該当する場合を除く。）は、当該落札候補者を落札者とする。

3 市長は、第1項の事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないものと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、次順位者の落札候補者も入札参加資格を有しないものと認めるときは、更に次順位者を落札候補者とし、入札参加資格を有している者が確認できるまで、事後審査を行うものとする。

（低入札調査の実施）

第7条の3 市長は、低入札調査基準価格を設けた場合にあつて、低入札調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した落札候補者に対し、前条第1項の事後審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合、速やかに、当該契約の内容に適合した履行が可能であることの説明を求める低入札調査を行うものとする。

2 市長は、前項の低入札調査の結果、当該契約の内容に適合した履行が可能であると認められた場合、当該落札候補者を落札者とする。

3 市長は、第1項の低入札調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、次順位者を落札候補者とし、次順位者の落札候補者も当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、更に次順位者を落札候補者とし、当該契約の内容に適合した履行が可能である者が確認できるまで、低入札調査を行うものとする。

（失格の入札）

第7条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 第7条の2第1項の事後審査の結果、入札参加資格を有しないと認められた落札候補者

(2) 前条第1項の低入札調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた落札候補者

2 前項第2号の規定により、失格となった者は、当該失格となった日より1箇月間は、本市が行う入札に参加できないものとする。

（入札方法等）

第8条 落札価格は入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、端数を

切り捨てた金額)とし、入札価格は入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かにかかわらず、見積を行った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とする。

2 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の訂正及び撤回並びに入札の辞退をすることができない。

(入札の無効)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者が行った入札

(2) 事前審査後から落札の決定までの間に入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札

(3) 同日の入札において先に落札した者又は落札候補者となった者が行った入札

(4) 富田林市競争入札の心得第6条(システムを利用して入札を行う場合は、富田林市電子入札心得第11条)に該当する入札

(入札の中止等)

第10条 市長は、入札参加資格を有すると認める者又は入札参加者の数が2に満たない場合は、条件付入札を中止するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、条件付入札を中止又は延期するものとする。

(1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合

(2) システムを利用して条件付入札を行う場合において、システムに障害が発生した場合

(3) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

3 前2項の規定による条件付入札の中止又は延期により入札参加者に損害が生じてても、市はその損害を補償しないものとする。

(設計図書等)

第11条 条件付入札に参加するために要した設計図書等の費用は、入札参加資格の審査結果又は入札結果にかかわらず、入札参加申請者又は入札参加者の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、条件付入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間における対象案件は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設計金額(消費税を含む。以下同じ。)が250万円以上の土木一式工事

(2) 設計金額が250万円以上の建築一式工事

(3) 設計金額が250万円以上の舗装工事

(4) その他市長が必要と認める工事等

附 則(平成23年要綱第86号)

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成26年要綱第12号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年要綱第60号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年要綱第39号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年要綱第7号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年要綱第52号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。